

平成28年9月6日

記者発表

高級ホテル・旅館開設促進のための奨励金制度の創設について

昨年度の本県への入り込み客数や外国人宿泊者数が過去最高を記録している中、県では、観光客の受入体制強化の一環として、高級ホテル・旅館の開設を促進するための奨励金制度を創設します。

当奨励金制度は、高級ホテル・旅館の建設費や取得費、建物の賃借料を補助することにより、その開設を促進し、新たな顧客層の増加による経済波及効果の拡大を図るとともに、雇用奨励金を設け、新規地元雇用の拡大を図ります。

なお、制度の適用は、早期開設を促す観点から、平成30年度末までに県と宿泊施設開設について協定を締結した場合に限定します。

<奨励金制度の概要>

■奨励金の対象となるホテル・旅館の要件

○本県に立地の少ない、著名な格付け機関において高い評価を得ているラグジュアリーホテルや高級ホテル・旅館が対象。

ラグジュアリーホテル	高級ホテル・旅館	
●著名な格付け機関による高い評価	●40㎡以上の客室を有し、1泊2食(夕・朝)付で、最多価格帯が概ね3万円以上のサービスを提供	●40㎡以上の客室を有し、レストラン及び宴会場を設け、ルームサービスの提供が可能な総合型ホテル
●全ての客室において無料でWi-Fi接続が可能 ●施設内標示やホームページを多言語化 ●外国語対応ができる従業員を雇用 ●新規地元雇用者と転入雇用者の総数が10人以上		

■奨励金の種類と算定方法 (累計限度額は3億円)

- 雇用奨励金：新規地元雇用者 × 30万円 ・ 単年適用
- 立地奨励金：投下固定資産額等(土地代を除く)の10%
※投下固定資産額等が5億円以上である場合に限る
- 建物賃借補助金：建物の賃借料の30% ・ 3年間適用

■奨励金の支払い先企業

新規に雇用を創出し、もっぱら宿泊施設の継続に責任を持つ経営企業に交付

- ◆建物を所有・経営・運営まで一貫して行う企業(直営方式)
- ◆建物を賃借し、宿泊施設の経営を行う企業(リース方式)
- ◆運営は外部に委託するが、建物は自ら所有し経営を行う企業(MC方式)
- ◆宿泊施設の経営のために、複数の関連企業により新たに設立された企業(SPC方式)

<その他の要件>

■誘致対象企業(以下の2つ要件を満たすことが必要です)

- ①正社員数が21人以上
- ②直近決算期の年間売上高が正社員1人あたり1,200万円以上

■その他

- 奨励金等を交付する前提として、平成31年3月31日までに県との協定締結が必要です。
- 協定締結後、3年以内に宿泊施設を開設しない場合は、奨励金を交付しません。
- 宿泊施設開設後、10年以内に事業を休止、又は廃止した場合、奨励金の返還を求められることがあります。

お問い合わせ先

企業立地課 サービス産業立地室 服部・撫養・串田

電話 073-441-2746 (ダイヤルイン)

観光振興課 中島・河野

電話 073-441-2777 (ダイヤルイン)

